

障企発 0226 第 2 号
平成 30 年 2 月 26 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」の一部改正について

身体障害認定基準については、「「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」の一部改正について」（平成30年2月26日障発0226第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によりその一部が改正されたところであるが、この身体障害認定基準の取扱いについて、「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」（平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の別紙「身体障害認定要領」の一部を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

なお、改正内容につき、平成30年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

○ 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成 15 年 1 月 10 日障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧
別紙 身体障害認定要領 第 1～第 5 （略） 第 6 じん臓機能障害 1 診断書の作成について 身体障害者診断書においては、疾患等により永続的にじん臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。 (1) 「総括表」について ア 「障害名」について 「じん臓機能障害」と記載する。 イ 「原因となった疾病・外傷名」について じん臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り正確な名称を記載する。例えば単に「慢性腎炎」という記載にとどめることなく、「慢性糸球体腎炎」等のように種類の明らかなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記載する。 傷病発生年月日は初診日でもよく、それが不明確な場合は推定年月を記載する。 ウ 「参考となる経過・現症」について 傷病の発生から現状に至る経過及び現症について障害認定のうえで参考となる事項を詳細に記載する。 現症については、別様式診断書「じん臓の機能障害の状況及び所見」の所見欄の内容はすべて具体的に記載することが必要である。	別紙 身体障害認定要領 第 1～第 5 （略） 第 6 じん臓機能障害 1 診断書の作成について 身体障害者診断書においては、疾患等により永続的にじん臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。 (1) 「総括表」について ア 「障害名」について 「じん臓機能障害」と記載する。 イ 「原因となった疾病・外傷名」について じん臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り正確な名称を記載する。例えば単に「慢性腎炎」という記載にとどめることなく、「慢性糸球体腎炎」等のように種類の明らかなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記載する。 傷病発生年月日は初診日でもよく、それが不明確な場合は推定年月を記載する。 ウ 「参考となる経過・現症」について 傷病の発生から現状に至る経過及び現症について障害認定のうえで参考となる事項を詳細に記載する。 現症については、別様式診断書「じん臓の機能障害の状況及び所見」の所見欄の内容はすべて具体的に記載することが必要である。

エ 「総合所見」について 経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特にじん臓機能、臨床症状、日常生活の制限の状態について明記し、併せて将来再認定の要否、時期等を必ず記載する。 (2) 「じん臓の機能障害の状況及び所見」について ア 「1 じん臓機能」について 障害程度の認定の指標には、内因性クレアチニンクリアランス値及び血清クレアチニン濃度が用いられるが、その他の項目についても必ず記載する。 なお、慢性透析療法を実施している者については、当該療法実施直前の検査値を記入する。 イ 「3 臨床症状」について 項目のすべてについて症状の有無を記し、有の場合にはそれを裏付ける所見を必ず記述する。 ウ 「4 現在までの治療内容」について 透析療法実施の要否、有無は、障害認定の重要な指標となるので、その経過、内容を明記する。また、じん臓移植術を行った者については、抗免疫療法の有無を記述する。 エ 「5 日常生活の制限による分類」について 日常生活の制限の程度（ア～エ）は、診断書を発行する対象者の症状であって、諸検査値や臨床症状とともに障害程度を判定する際の重要な参考となるものであるため、該当項目を慎重に選ぶ。 日常生活の制限の程度と等級の関係は概ね次のとおりである。 ア……非 該当 イ……4 級相当 ウ……3 級相当 エ……1 級相当 2 障害程度の認定について (1) じん臓機能障害の認定は、じん臓機能を基本とし、日常生活の制	エ 「総合所見」について 経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特にじん臓機能、臨床症状、日常生活の制限の状態について明記し、併せて将来再認定の要否、時期等を必ず記載する。 (2) 「じん臓の機能障害の状況及び所見」について ア 「1 じん臓機能」について 障害程度の認定の指標には、内因性クレアチニンクリアランス値及び血清クレアチニン濃度が用いられるが、その他の項目についても必ず記載する。 なお、慢性透析療法を実施している者については、当該療法実施直前の検査値を記入する。 イ 「3 臨床症状」について 項目のすべてについて症状の有無を記し、有の場合にはそれを裏付ける所見を必ず記述する。 ウ 「4 現在までの治療内容」について 透析療法実施の要否、有無は、障害認定の重要な指標となるので、その経過、内容を明記する。また、じん臓移植術を行った者については、抗免疫療法の有無を記述する。 エ 「5 日常生活の制限による分類」について 日常生活の制限の程度（ア～エ）は、診断書を発行する対象者の症状であって、諸検査値や臨床症状とともに障害程度を判定する際の重要な参考となるものであるため、該当項目を慎重に選ぶ。 日常生活の制限の程度と等級の関係は概ね次のとおりである。 ア……非 該当 イ……4 級相当 ウ……3 級相当 エ……1 級相当 2 障害程度の認定について (1) じん臓機能障害の認定は、じん臓機能を基本とし、日常生活の制
--	--

限の程度、又はじん不全に基づく臨床症状、治療の状況によって行うものである。 (2) <u>eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR(単位は ml/分/1.73 m²)が 10 以上 20 未満のときは 4 級相当の異常、10 未満のときは 3 級相当の異常と取り扱うことも可能とする。</u> (3) 慢性透析療法を実施している者の障害程度の認定は、透析療法実施直前の状態で行うものであるので、諸検査値等がそのような状態で得られたものかどうかを確認すること。 (4) じん移植術を行った者の障害程度の認定は抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものであるので、諸検査値等がそのような状態で得られたものかどうかを確認すること。 (5) じん機能検査、臨床症状と日常生活の制限の程度との間に極端な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必要がある。 第 7～第 11 (略) 表 1～表 2 (略)	限の程度、又はじん不全に基づく臨床症状、治療の状況によって行うものである。 (2) <u>満 12 歳未満の者については、じん機能のうち、内因性クレアチニンクリアランス値あるいは血清クレアチニン濃度のいずれかが認定基準に該当すれば認定できるが、満 12 歳以上の者については、血清クレアチニン濃度が認定基準に該当しなければ、認定はできない。</u> (3) 慢性透析療法を実施している者の障害程度の認定は、透析療法実施直前の状態で行うものであるので、諸検査値等がそのような状態で得られたものかどうかを確認すること。 (4) じん移植術を行った者の障害程度の認定は抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものであるので、諸検査値等がそのような状態で得られたものかどうかを確認すること。 (5) じん機能検査、臨床症状と日常生活の制限の程度との間に極端な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必要がある。 第 7～第 11 (略) 表 1～表 2 (略)
---	--